

第3次 富士市行政経営プラン

変化する社会に対応する強い自治体であるために

平成28年3月



はじめに

私たちの富士市は、霊峰富士のもたらす恵まれた資源や温暖で住みやすい自然環境に加え、先人達のたゆまぬ尽力と数々の困難な課題の克服により、県内屈指の豊かなまちとして発展してまいりました。

一方、今日の我が国では、円安を受けての輸出の増加、有効求人倍率の上昇や、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、外国人旅行者の増加などの明るい兆しが見られるものの、少子高齢化に代表される様々な不安などから、社会経済情勢の先行きは依然として不透明であると言わざるを得ません。

このような状況の中で、本市においても市内経済を牽引してきた製紙業を中心とした工業のまちから、多様な産業が集積するものづくりのまちへの転換が進み、今後の社会経済情勢を予測するのは容易でない、激動の時代を迎えております。

私は市長就任以来、「市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、心豊かに生き生きと暮らし、明るい未来に向かってチャレンジするまち」である「生涯青春都市」を目指す都市像として掲げ、市政を推進してまいりました。

私が目指す方向の過程には、これまでのような拡大を善とする考え方からの転換や、総量削減、全体最適化等も踏まえて、時として痛みを伴う改革を決断しなければならぬと考えています。

輝かしい未来への道を進むためには、数多の成長戦略の実施とともに、新たな行政需要や課題対応へ振り向ける経営資源の確保や、民間との協働による課題解決、行政効率や組織力の最大化など、市役所の改革を断行していかなければなりません。

本プランがスタートする平成28年度は、奇しくも、昭和41年に2市1町が合併し、富士市がスタートして50周年を迎える年です。

これまでの50年に感謝を忘れることなく、未来の50年に向けて市政の舵を取る責任を胸に、第3次富士市行政経営プランの取組を一步一步、確実に進めてまいります。

平成28年3月
富士市長 小長井 義正

第1章 第3次行政経営プラン策定の経緯とねらい

1	行政経営プランとはーこれまでの取組ー	1
2	第2次プランの取組の主な成果	2
	市政の推進に最も適した職員定数の管理	2
	安定した健全財政の持続	2
	公共施設マネジメントの推進	3
	市民との協働による活力ある地域づくりの推進	3
	情報化の推進	3
	行政評価を活用したマネジメント改革	3
3	第3次プラン策定の背景《本市を取巻く状況と課題》	4
	人口の推移と今後の推計	4
	財政状況の推移	5
	職員数と人件費の推移	5
	公共施設の老朽化	7
	課題のまとめ	7

第2章 第3次行政経営プラン

1	第3次プランの考え方	8
	総合計画と行政経営プランの関係	8
	行政経営プランの基本理念	9
2	第3次プランの体系	10
	重点項目	10
	主要事項と取組事項	10
	構成図	11
	取組事項一覧	12
3	推進体制と進行管理	13
	計画期間	13
	推進体制	13
	指標	13

第3章 実施計画

重点項目1	経営資源の確保	15
重点項目2	行政サービスの向上	26
重点項目3	組織の活性化・適正化	30

資料編

これまでの取組項目一覧	38
第2次プランの取組結果及び第3次プランへの引継状況	40
用語解説	42

第1章 第3次行政経営プラン策定の経緯とねらい

1 行政経営プランとは —これまでの取組—

本市では、行財政改革を最重要課題の一つと位置づけ、昭和60年に「富士市行政改革大綱」を策定して以来、事務事業の見直し、定員・職員給与の適正化、市民ニーズへの対応などの諸課題に取り組んできました。

この間の自治体運営のあり方にも大きな変化が生じ、市民志向、成果主義、市場メカニズムの活用、組織内分権といったキーワードに代表される、「行政管理」から「行政経営」への転換、いわゆる「新しい公共」(NPM=ニュー・パブリック・マネジメント)が、全国の多くの自治体に取り入れられています。

本市においても行政改革大綱に新しい公共の流れを取り入れ改編した「行政経営プラン」を平成17年度に策定しているところです。

いずれの時代においても、その時々の行政課題や社会経済環境に応じて、将来を見据えた行政経営が求められます。「行政経営プラン(行政改革大綱)」は、このような様々な変化に的確に対応し、本市の目指すべき方向を示すものとして、数次にわたり見直しを重ね、策定してきました。

取組期間	取組の名称	主な取組の内容
昭和60年度～	富士市行政改革大綱	・事務事業の見直し ・補助金、使用料等の見直し ・組織・機構の簡素合理化 ・民間委託、OA化等事務改革の推進 など
平成8～12年度	富士市行政改革大綱	・事務事業の合理化・効率化 ・行財政運営の効率化 ・地域情報システムの整備 ・市民と行政の連携強化 など
平成13～17年度	富士市行政改革大綱 (改定版)	・民間活力を活かした事務事業の推進 ・職員の能力開発と人材確保 ・公共施設の弾力的運営 ・市民参画型行政の推進 など
平成17～21年度	富士市行政経営プラン	・トップマネジメントの強化 ・組織内分権の推進 ・新公共空間の形成と官民協働(P P P)の推進 ・行政評価を通じた成果志向の追求 など
平成22～27年度	第2次 富士市行政経営プラン	・将来世代に過度の負担を残さない財政運営の実現 ・市民や地域力を活かす地域経営の推進 ・行政評価と連動したマネジメントシステムの構築 など

2 第2次プランの取組の主な成果

市政の推進に最も適した職員定数の管理

平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本とされました。その後、5次にわたり、いわゆる地方分権一括法が公布され、義務付け枠付けの廃止、基礎自治体への権限移譲など、市の裁量は拡大を続けています。

また、高齢者人口の増加、子育て環境の変化、景気低迷による貧困層の拡大等により、主に福祉分野での業務量が増加しています。

このような状況の下、適正な職員体制を分析することは非常に困難であります。職員定数については、可能な限り減員に努めてきました。

・普通会計職員数の推移（各年4月1日現在）

H22	H23	H24	H25	H26
1,783人	1,775人	1,761人	1,761人	1,752人

安定した健全財政の持続

地方財政健全化法により全ての自治体が公表することとされている健全化判断比率及び財政の弾力性を示す経常収支比率の計画期間内における推移は、次のとおりです。

【健全化判断比率】

指標名	早期健全化基準	H22	H23	H24	H25	H26
実質赤字比率	11.25～11.27%	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	16.25～16.27%	—	—	—	—	—
実質公債費比率	25.0%	7.4%	6.5%	5.8%	4.9%	3.8%
将来負担比率	350.0%	51.9%	50.8%	56.8%	55.0%	60.2%

【経常収支比率】

目標値	H22	H23	H24	H25	H26
75.0%	78.6%	77.1%	81.7%	82.6%	80.5%

健全化判断比率については、財政の黄信号を表す早期健全化基準と比較して大幅に下回っており、本市の財政が健全であることを示しています。

一方、経常収支比率については、社会保障関連経費の増加等により、目標値を達成することができませんでした。今後、高齢化社会の進展に伴い、社会保障関連経費は更に拡大していくことが見込まれることから、行政コストの更なる縮減が求められます。

公共施設マネジメントの推進

公共施設の老朽化に伴う更新経費の増加に対する取組は、全国の自治体にとって大きな課題となっています。本市においては、平成 25 年度に公共建築物の現状を取りまとめた「富士市公共建築物保全計画」を策定しました。また、平成 26 年度に公共施設マネジメントに係る基本的な考え方を取りまとめた「富士市公共施設マネジメント基本方針」を策定し、建築物の総量削減の目標値を定めました。

今後、基本方針の考え方を基に、後世に過度の負担を残さない施設の在り方を検証しながら、公共施設の再編等を進めていきます。

市民との協働による活力ある地域づくりの推進

少子高齢化の進行や、ライフスタイルの多様化などの様々な要因により、全国的に地域コミュニティの弱体化が危惧されています。

一方で、「新しい公共の担い手」として福祉、防災、環境等様々な分野で地域コミュニティが果たしていくべき役割が見直されています。

そのため、本市におけるまちづくり活動の様々な現状と課題を整理し、さらなる活動の活性化を図るため、「富士市まちづくり活動推進計画」を策定し、平成 26 年度には各地区に新しいまちづくり組織である「まちづくり協議会」が設置されました。

情報化の推進

これまで本市の電算システムは独自に構築、運用してきましたが、システム化が進展するにつれ、その維持更新に多大な経費と労力を要することとなってきました。このことから、システムの更新に係る経費節減を図るため、富士宮市とシステムを共同で調達し、運用することとしました。

これにより、それまでのシステムを継続して運用することと比べ、10 年間の事業総額で約 15 億円のコスト削減効果が見込まれます。また、耐震性に優れたデータセンターにサーバを設置することで災害時の業務継続の観点からもメリットが見込まれます。

行政評価を活用したマネジメント改革

第五次富士市総合計画の体系に合わせて事務事業を整理することで、行政評価と総合計画の進行管理を結びつけました。また、評価結果を予算編成に活用をすることとし、予算配分における重点分野を決定する際の参考としています。

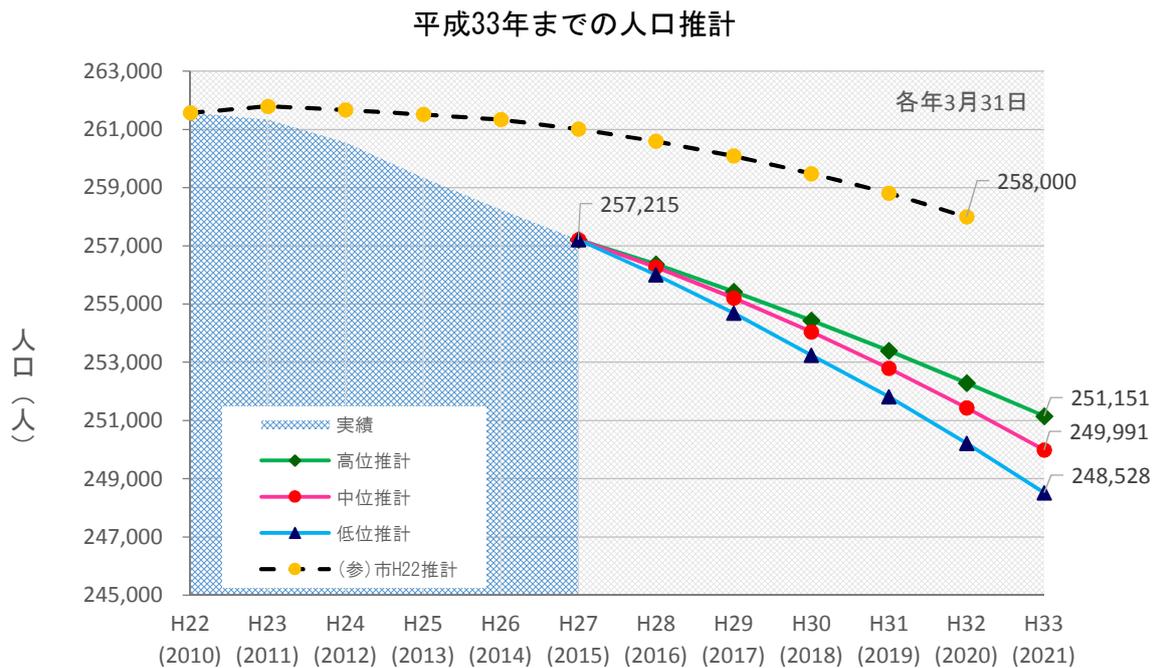
3 第3次プラン策定の背景《本市を取巻く状況と課題》

人口の推移と今後の推計

全国的な傾向として、人口減少社会や超高齢社会への対応を余儀なくされていますが、本市も例に漏れず、今後の人口減少や人口構造の変化に留意した行政経営が求められています。

平成 26 年 5 月、日本創成会議は、平成 52 年までに全国の自治体の約半数である 896 市町村は消滅の可能性があるとの推計を発表し、全国に警鐘を鳴らしました。本市は幸いにも消滅可能性都市に名を連ねてはいませんが、日本創成会議の指摘は人口減少社会への対応という不可避な問題を全ての自治体に突きつけることとなり、本市もそれを重く受け止めています。

実際、本市の人口は平成 22 年の 261,573 人をピークに、近年では毎年 1,000 人超の人口減が記録されており、今後の様々な施策展開をもってしても、減少の幅を緩やかにすることを現実的な目標とせざるを得ない状況です。



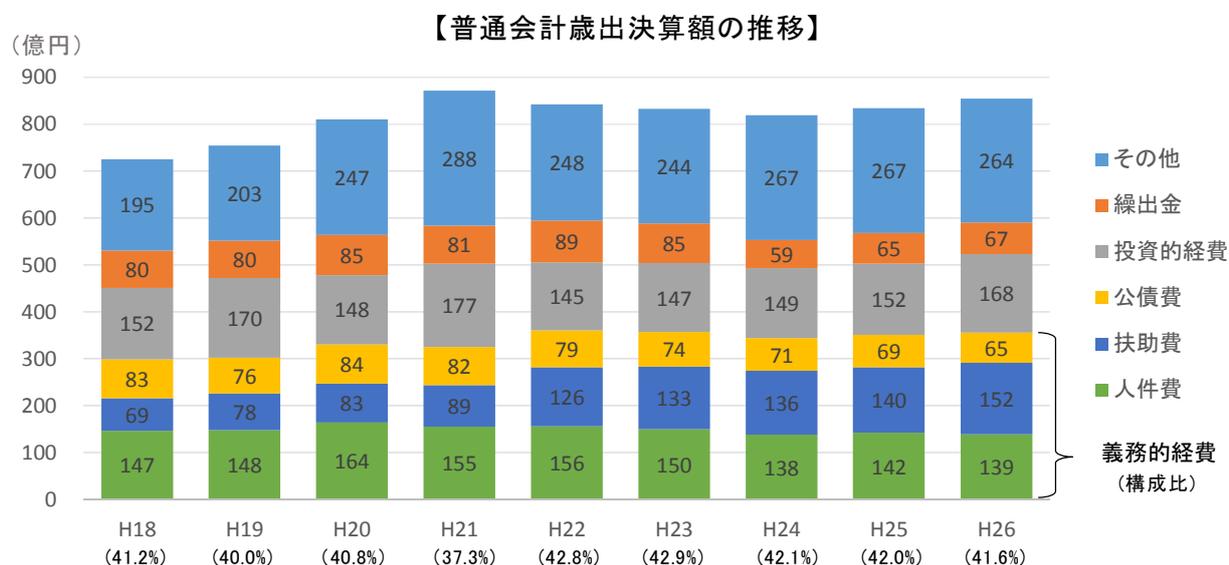
- ※ ○人口推計は住民基本台帳人口をベースに、出生率・生存率・移動率などの仮定値を用いて推計するコーホート要因法により、富士市独自に推計しました。
- 低位推計は、出生率が低下し、近年最も人口流出した平成 24 年度単年の移動率で推移すると仮定。
 - 中位推計は、出生率がほぼ横ばいで、平成 24 年度から平成 26 年度の3年間の平均移動率で平成 32 年まで推移し、その後、移動率が国の推計値まで徐々に縮小していくと仮定。
 - 高位推計は、20 年後の出生率が人口の維持が可能と言われる人口置換水準値(2.07)まで徐々に上昇し、移動率は中位推計と同様に推移していくと仮定。なお、生存率は各推計とも国の仮定値。

財政状況の推移

人口減少問題は、市の人口規模が縮小するだけに止まらず、年齢構成が高齢層にシフトすることによる社会保障費の増加や、生産年齢人口の減少による税収減等が、市の財政状況の悪化に拍車をかけることが危惧されます。

ここ数年の決算状況を見ますと、普通会計歳出中の扶助費の割合は、増加の一途を辿っています。一見すると義務的経費比率はほぼ横ばいですが、義務的経費の内訳を見ると、人件費比率と公債費比率が減少傾向にあることにより、かろうじて均衡を保っている状況であると言えます。

民間賃金に連動する公務員給与の性質から今後は人件費水準が上昇する可能性もあり、更にごみ焼却施設の更新を控え、公債費も次第に増加することが予想されるため、このままでは義務的経費比率が高まり、市の財政は柔軟性を失い、新たな行政需要への対応が難しくなる危険性をはらんでいます。



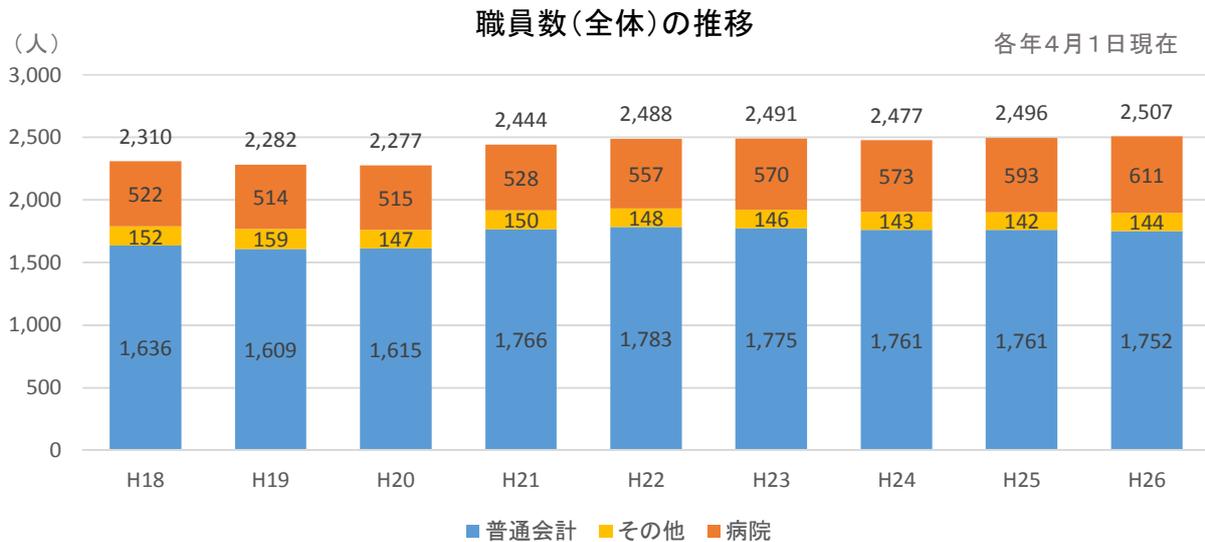
現時点での今後の収支の見込みは、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の引上げの影響等、予測が難しい要因もありますが、各種経費を相当厳しく見積もってもなお、今後 5 年間で約 20 億円の財源不足が見込まれています。

職員数と人件費の推移

効率的な行政運営のためにも、また、財政の自主性を高めるためにも、職員定数及び人件費はできる限り抑制に努めるべきと考えられます。

職員数は、平成 20 年 11 月の旧富士川町との合併以降、微増の状況にあります。これは、一般行政職員の削減を行っている一方で、それを上回るペースで中央病院の職員が増加していることが主な要因となっています。病院事業では医療制度上、看護師等医療従事者を充実することで収支の改善を図ることが可能となっているため、この 7 年間で約 100 人の増員を図ったことによるものです。

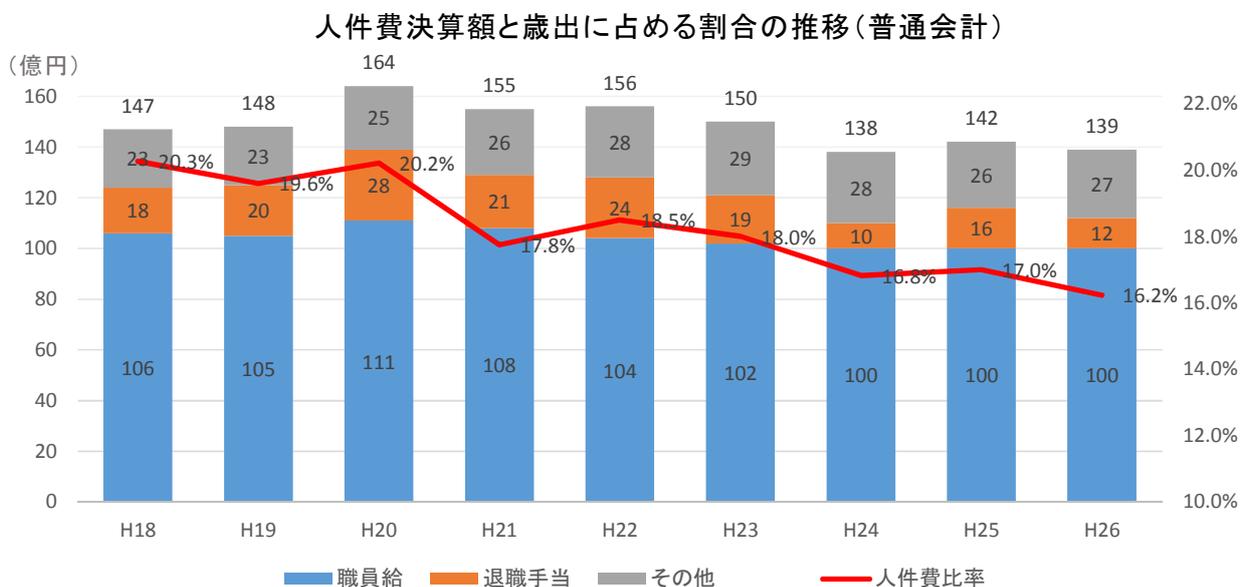
また、福祉・保健関係や防災関係、特別支援教育等、病院以外の分野でも、制度変更への対応や業務量の増加に伴う増員を行っている現状にあります。



普通会計における人件費（議員、委員、職員の給料や手当など）の推移は、団塊の世代の退職などによりピークだった平成20年度から減少傾向にあり、ここ数年では民間給与の停滞に伴う給与水準の低下も影響し、職員数は合併前より増加しているにもかかわらず、合併前の人件費総額を下回っています。

また、歳出に占める人件費の割合は20%台から16%台まで低下しており、現状では適切な水準を維持しているものと考えられます。

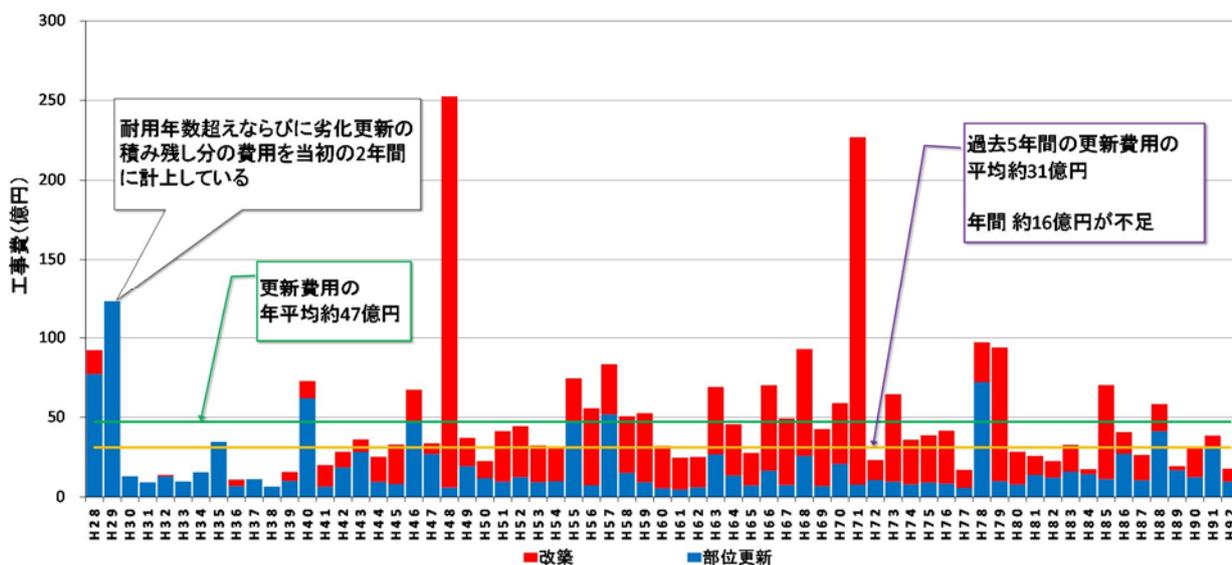
ただし、これらのデータには、物件費に分類される臨時職員にかかる費用は含まれていないため、市全体における「人」にかかる費用として捉えるには十分ではない面があります。本市における臨時職員は福祉・保健分野、教育分野、病院を中心に増加しており、正規職員と臨時職員を総合的に管理することが課題となっています。



公共施設の老朽化

全国的な課題でもある公共施設の更新問題は、本市においても重要な課題となっています。昭和40～50年代の右肩上がりの高度成長期に建築された多くの公共施設が、これから一斉に更新時期を迎えることとなりますが、これまで施設の維持・更新にかけていた費用の実績と、今後の更新のために予測される費用とを考慮すると、新しい公共施設を建築することはおろか、現在有する公共施設を65年まで長寿命化を図ったとしても、これまでどおり維持することすら危ぶまれる状況にあります。

《参考》一般公共建築物にかかる将来費用推計



課題のまとめ

生産年齢人口の減少による税収減や、高齢化の進行に伴う社会保障費の増加など、様々な課題に直面する一方、国による地方分権の推進により、基礎自治体に求められる役割は増加の一途を辿り、市に対する市民のニーズも多様化していることから、常に新たな業務への対応が必要な状況にあります。

このような状況の下で、本市が人口の減少に歯止めをかけ、都市の活力を維持し、自治体として持続可能性を確保していくためには、「誰もが永く住み続けたい、住んでみたいと思う市」であるためのビジョン、それを支える多様な施策、それを可能にする強靱な体力と資源が必要となります。

第2章 第3次行政経営プラン

1 第3次プランの考え方

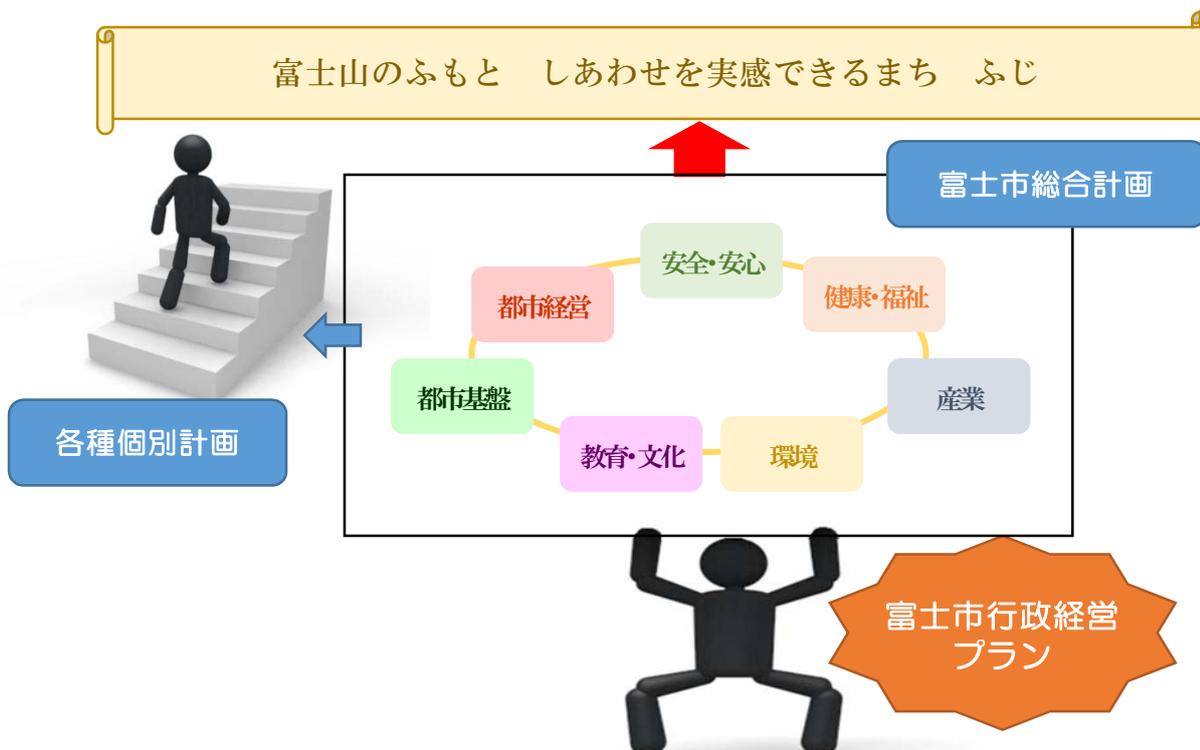
総合計画と行政経営プランの関係

激しい社会経済情勢の変化に対応しながら、厳しい都市間競争を生き抜き、持続可能な都市であるため、本市では「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」をめざす都市像とする第五次富士市総合計画（計画期間：平成23～32年度）を策定しています。総合計画では、各論に位置づけた7章29節86施策を着実に進めることで目指す都市像の実現を目指しており、各部・課は「地域福祉計画」や「教育振興基本計画」、「観光基本計画」といった、各々の分野での個別計画を策定・実行し、総合計画の施策を計画的、効果的に推進することに繋げています。

また、平成28年度からスタートする第五次富士市総合計画後期基本計画は、本市の産業・経済の活力を維持・向上させていくため、総合的・抜本的な取組として定めた「富士市都市活力再生ビジョン」を引継ぐとともに、国の地方創生に関する取組の一環である「富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動しており、有機的な連携をもって推進を図っていくこととしています。

このような取組の下、明るい未来に向かってチャレンジし続ける一方で、財政状況が厳しい中では、選択と集中を更に進め、成長戦略に積極的な投資を行うことで、雇用の創出、税収の増加など、地域経済の好循環を生み出す必要があります。

そのため、行政経営プランは、富士市総合計画に基づく各種施策の実施に必要となる経営資源の確保や、都市間競争のもとで選ばれる市であり続けるためのサービス提供、更に事業を効果的・効率的に実施するため、組織・職員のポテンシャルを最大限に発揮できる体制づくりなど、富士市総合計画の推進を支えるための重要な役割を果たすものとなります。



行政経営プランの基本理念

地方自治法において、地方自治体は、「事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされており、また、「常にその組織及び運営の合理化に努めなければならない」とされています。本市では、法律上のこうした要請に応えるため、第1次行政経営プラン以来、行政経営の基本的な方向性として次の3つを掲げてきました。

自己変革

絶えず変化する社会情勢に対応していくためには、組織体制や行政システムを常に見直し、変革していく必要があります。特に、地方分権の進展により、地方の裁量や自由度が高められてきている中では、行政内部の変革にとどまらず、安心して豊かに暮らせる自立した地域社会を実現するため、地域の資源を最大限・効果的に活用しながら、地域の持続的な発展に向けて活動する「地域経営」の視点からの変革が必要となります。

価値創造

人口減少や少子高齢化の進行により経営資源がますます限られてくることを見込まれる中で、市民満足度の高い行政サービスを提供するためには、サービスの提供方法や内容を見直すことで、付加価値を生み出すなどの工夫が必要となります。また、住み続けたいまちとして市民から選ばれるために、現状に満足することなく、常に市民の期待に応えられるよう、新たな価値の創造が求められます。

使命と責任

市民の信託を受けて地域経営の舵取りを担う市役所には、将来の地域の繁栄のための使命と責任を負っていることを強く認識する必要があります。そのため、目的志向型のより成果を重視した行政経営を行うとともに、市民の信頼に応えられるよう、公平、公正で透明性の高い行政経営を行う必要があります。

これら3つの考え方から、これまでの行政経営プランでは、次のとおり基本理念を掲げてきました。

自らを変革し、新たな価値を創造し、明確な使命と責任を持って、
市民満足度を最大化する行政経営

これは、時代や社会経済状況に左右されない普遍的な事項であり、本プランでもこの理念を継承します。

2 第3次プランの体系

重点項目

基本理念の下、第3次プランでは本市の現状や課題を考慮し、3つの重点項目を設定し、プランの推進を図ります。

重点項目1 経営資源の確保

都市間競争に勝ち残り、将来にわたって安定的な市政運営を持続させるためには、時代に合った多様で積極的な施策展開が求められます。しかし、そのためにはそれに投入するヒト・モノ・カネといった経営資源がなくてはなりません。限られた経営資源を選択と集中によって適切な施策に投入することはもとより、これまで以上に経営資源そのものを確保する取組を加速させる必要があります。

重点項目2 行政サービスの向上

地方分権の推進などにより、進むべき方向を自ら選択する自由度が増しています。目まぐるしく変わる情勢を見極め、その中で適切なサービスを提供し続けることが「住みたいまち」として選ばれることに繋がります。25万人都市として果たすべき役割を堅実に履行し、更に市民生活に寄与するサービスを高め、市の魅力を向上させていきます。

重点項目3 組織の活性化・適正化

市民満足度を向上させるためには、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、最少の経費で最大の効果を生み出すことが必要です。そのために、職員がモチベーションを高く保てるような開かれた職場環境を形成するとともに、高い規範意識を持ち、市民の福祉向上のために困難な業務にも果敢に挑むプロフェッショナルな職員を育成する職場風土づくりを行っていきます。

主要事項と取組事項

本プランの基本理念に基づき、重点項目を効果的に推進するため、重点項目を細分化するものとして主要事項を定め、その下層に具体的に実行する取組事項を実施計画として定めます。

各実施計画は、年度における到達目標を定めて、実効性の確保に努めます。

【基本理念】

自らを変革し、
新たな価値を創造し、
明確な使命と責任を持って
市民満足度を最大化する行政経営

【重点項目】

経営資源の確保

【主要事項】

- 1 業務執行体制の最適化
- 2 民間活力導入の推進
- 3 公共施設マネジメントの推進
- 4 新たな収入源の確保
- 5 安定した健全財政の維持

行政サービスの向上

- 1 市民の利便性の向上
- 2 ICTの有効活用によるサービス向上
- 3 大都市制度、広域連携による都市機能の強化

組織の活性化・適正化

- 1 人事・給与制度の適正化
- 2 民間の人材活用策の検討
- 3 業務の信頼性、継続性の確保
- 4 外郭団体の見直し

取組事項（実施計画）

取組事項一覧

重点項目	主要事項	取組事項	所管課
1	1 業務執行体制の最適化	1 定員適正化計画に基づく定員管理	行政経営課
		2 業務の一元化・集約化	行政経営課
		3 ICT活用による業務効率化	情報政策課
		4 他自治体との事務の共同処理	行政経営課
		5 行政評価を活用した事務事業の見直し	行政経営課
		6 中央病院の経営形態の見直し	病院経営課
	2 民間活力導入の推進	7 業務委託の拡大	行政経営課
		8 指定管理者制度の導入拡大	行政経営課
		9 公共サービスの民営化	行政経営課
		10 その他民間活力の導入	行政経営課
	3 公共施設マネジメントの推進	11 公共建築物の保有量の削減	行政経営課
		12 公共建築物のライフサイクルコストの縮減	行政経営課
		13 公共建築物の効果的な利活用	行政経営課
		14 土木系インフラの維持管理手法等の見直し	建設総務課ほか
	4 新たな収入源の確保	15 新たな使用料、手数料等の徴収	財政課
		16 クラウドファンディングの活用	財政課
		17 広告掲載事業の拡充	行政経営課
		18 歳計・歳計外現金及び基金の活用	会計室
	5 安定した健全財政の維持	19 市税等の収納率の維持向上	収納課ほか
		20 未利用財産の処分・利活用	財政課ほか
		21 公会計制度改革の推進	財政課ほか
		22 公営企業の経営健全化の推進	上下水道経営課 病院経営課
2	1 市民の利便性の向上	23 市民協働事業の推進	市民協働課
		24 諸証明のコンビニ交付	市民課
		25 公金の収納方法の多様化	行政経営課ほか
		26 業務改善運動の推進	行政経営課
		27 庁舎レイアウトの最適化	行政経営課
	2 ICTの有効活用によるサービス向上	28 個人番号カードを活用したサービスの拡充	情報政策課
		29 オープンデータ、ビッグデータの提供、活用	情報政策課
	3 大都市制度、広域連携による都市機能の強化	30 中核市制度への対応	行政経営課
		31 周辺自治体との連携強化	企画課
		32 ワークライフバランスの推進	人事課
3	1 人事・給与制度の適正化	33 適正な人事評価制度の構築	人事課
		34 複線型人事制度の導入	人事課
		35 給与制度等の適正化	人事課
		36 女性職員の活躍推進	人事課
		37 臨時職員の位置付け、あり方の見直し	行政経営課
	2 民間の人材活用策の検討	38 専門的な知識、経験を有する者の活用	行政経営課
		39 市民参加機会の拡大	行政経営課
		40 審議会等のあり方の整理	行政経営課
	3 業務の信頼性、継続性の確保	41 トップマネジメントの推進	行政経営課
		42 政策の実現に必要な組織の見直し	行政経営課
		43 業務継続計画の策定	行政経営課ほか
		44 コンプライアンス推進体制の整備	行政経営課
		45 情報セキュリティの強化	情報政策課
	4 外郭団体の見直し	46 外郭団体のあり方の整理	行政経営課

3 推進体制と進行管理

計画期間

本市の最上位計画である富士市総合計画の推進を側面から支え、目指す都市像実現のための経営資源の確保や体制整備の具体的な手法として位置づけられる本プランは、計画期間を第五次富士市総合計画後期計画に合わせ、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 ヵ年とします。

推進体制

本プランを推進する庁内体制は、市長を本部長とし、副市長、教育長、各部長等を構成メンバーとする「富士市行政改革推進本部」が総括します。

取組事項によっては、社会情勢の変化に応じて柔軟に見直す必要があったり、その推進の過程で全庁的な判断を行う局面も想定されるため、定期的に行政改革推進本部で進行管理を行い、行政の透明性を高めるため、その内容を市のウェブサイト等で公表していきます。

指標

各々の取組事項については、数値的な目標管理が可能なものと、そうでないものがありますが、本プランの実績を評価する上では何らかの数値的指標が必要であると考えられます。そこで、本プランの数値指標として次の 3 つの指標を定めます。

指標 1 財政指標

複数ある財政指標のうち、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す「将来負担比率」の 2 つを指標とします。

財政指標	現状値 (H26)	目標値 (H32)	【参考】旧特例市 平均値 (H25)
経常収支比率	80.5%	82.0%	90.4%
将来負担比率	60.2%	75.0%	49.8%

※上の 2 つの指標における目標値は、いずれも現状値より悪化する数値となっています。これは、今後予定しているごみ焼却施設の更新やそれに伴う基金の取り崩し、また、社会保障経費の増加や市税収入の減少などから悪化は不可避であり、悪化したとしても、この数値には収めたいという観点での目標値です。

指標 2 市民満足度

第五次富士市総合計画の第7章「都市経営（市民と創る新たなまち）」の5つの節に設けている満足度指標が、現状より向上し、目標値を達成することを指標とします。

満足度指標	H22	➡	H26(現状)	H32 目標
市民が参加してまちづくりを進めていると思う市民の割合	51.7%	↘	43.5%	70.0%
市役所が時代の変化に対応した施策を展開していると思う市民の割合	44.9%	➡	38.1%	65.0%
納めた税金が有効に使われていると思う市民の割合	37.2%	➡	35.5%	60.0%
市役所の窓口は対応がよいと思う市民の割合	67.0%	➡	71.5%	80.0%
市民に開かれた信頼ある市政運営がなされていると思う市民の割合	54.8%	➡	53.8%	70.0%

指標 3 職員数

基準となる職員数は、公営企業会計に属する職員を除いた平成 27 年 4 月 1 日現在とし、目標値は平成 33 年 4 月 1 日の職員数とします。なお、目標の達成のため「主要事項 1 - 1 業務執行体制の最適化」の取組事項として位置づける「定員適正化計画に基づく定員管理」で詳細な計画を策定し、進行管理に努めます。

	H27(現在)	H33(目標)	増減
正規職員	1,807 人	1,720 人	▲87 人(▲4.8%)
臨時職員	884 人	829 人	▲55 人(▲6.2%)

注：臨時職員には年間を通して雇用されない人や、勤務が週 3 日以内若しくは 1 日 6 時間未満のいわゆるパートの人は含みません。

第3章 実施計画

重点項目1 経営資源の確保

主要事項1： 業務執行体制の最適化

第2次プランまでの取組	総合計画の体系と組織体系の整合を図ることにより、各課の業務の明確化や目的付けを行ってきました。また、各課からのヒアリング等により、制度改正や権限移譲、住民ニーズに対応していくための事務量の精査を行い、必要な組織改正を行ってきました。
課題と今後の取組	義務的経費が増加し、財政が硬直化する中で、職員体制の見直しは継続的に取り組む必要があります。一方で、地方自治体の権限が強化されるとともに業務量が増加し、職員の負担も増加している状況にあることから、業務の効率性や達成度を精査した上で、業務の手法やあり方について見直しを行っていく必要があります。

1	取組事項	定員適正化計画に基づく定員管理				
	取組内容	これまで各課からのヒアリング等により、制度改正や住民ニーズに対応していくための事務量の精査を行い、必要な組織改正を行う中で、併せて必要な職員配置を検討してきました。今後は、長期的な視点から方針を定め、計画的に職員定数の適正化を図ります。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		▶ 計画の進行管理 ◀				▶ 次期計画検討 ◀
	所管課	行政経営課		関係課		

2	取組事項	業務の一元化・集約化				
	取組内容	各課で行う業務の中には、複数の所属で輻輳して行われているものがあります。このような業務は、きめ細かな対応が見込まれる反面、効率性が損なわれているおそれがあるため、業務に支障のない範囲で一元化、集約化を図ります。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		▶ 一元化・集約化の可能性調査 ◀				
			▶ 一元化・集約化の実施 ◀			
	所管課	行政経営課		関係課	各業務所管課	

3	取組事項	ICT活用による業務効率化				
	取組内容	ICTの進歩に伴い、これまで業務のOA化を進めてきましたが、今後も、庁舎内に整備された無線LAN環境を活用した会議のペーパーレス化など、ICTを活用した業務効率化に取り組んでいきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		調査・検討		業務・システム効率化		
所管課	情報政策課	関係課				

4	取組事項	他自治体との事務の共同処理				
	取組内容	急速に人口減少社会が進行していく中で、行政サービスを効率的かつ持続的に提供していくためには、近隣自治体と柔軟に連携体制を構築していくことが必要となります。情報処理、監査、職員研修など広域的に事務処理を行うことで一定の効果が見込まれるものについては、事務の共同化に取り組んでいきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		共同処理の可能性調査				
所管課	行政経営課	関係課	各業務所管課			

5	取組事項	行政評価を活用した事務事業の見直し				
	取組内容	事務事業評価は、総合計画の体系と整合性を図って以降、総合計画の進行管理のためのツールとしての役割に比重が置かれていますが、一方で事業のマネジメントサイクルにより、無駄のない効率的な事業執行を行うためのツールでもあります。自治体の業務が増加する中で、事務事業評価を活用した不要不急の事務の廃止や事業コストの圧縮に取り組んでいきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		制度設計	事業抽出	見直し実施	事業抽出	見直し実施
所管課	行政経営課	関係課				

6	取組事項	中央病院の経営形態の見直し				
	取組内容	富士市立中央病院は、地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用により運営を行っています。医師確保対策、収益増加対策及び経費削減対策等の事業実施において、現在の経営形態での問題は見られませんが、今後医療を取り巻く環境の変化も予想されることから、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化など、中央病院経営形態のあり方について見直しを図ります。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		経営戦略策定		経営形態の検討		検討結果に基づき実施
所管課	病院経営課	関係課				

※ 富士市立中央病院改革プランを経営戦略と位置付ける。

主要事項2： 民間活力導入の推進

第2次プラン までの取組	本市では、これまでも事務の民間委託や公の施設の指定管理者制度導入などにより、民間企業や市民活動団体のノウハウを活用して経費の節減やサービスの向上に取り組んできました。そのうち指定管理者制度については、民間が主体的に施設管理を行う一方で定期的な市のモニタリングを実施し、業務の改善、向上にも取り組んでいます。
課題と 今後の取組	人口減少、少子高齢化により財政状況が厳しさを増すことが見込まれる中で、これまでと同等の公共サービスを継続していくためには、「公」の領域における民間の役割がますます重要になってくると考えられます。そのため、民間の関与が可能な分野については、引き続き民間活力導入を進めていきます。

7	取組事項	業務委託の拡大				
	取組内容	各種行政サービスの実施手法の最適化を図るため、サービスの特性を踏まえ、市が直接実施する必要性を認識した上で、民間が行うことによる利点を活用した方がより効率的かつ効果的に実施できるものについては、サービス水準や内容のチェックなど、行政としての責任を確実に果たすことに留意し、民間委託を推進します。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		委託化の可能性調査				
		民間委託の実施				
	所管課	行政経営課	関係課	各業務所管課		

8	取組事項	指定管理者制度の導入拡大				
	取組内容	平成25年度に導入可能性調査を実施した結果、平成28年度には制度導入施設は3施設増加し、53施設となる予定です。これにより、一定の効果があると考えられる施設への制度導入は一区切りしますが、時機を見て、再度、導入可能性調査を行います。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		モニタリングによる導入効果測定		導入可能性調査	調査結果に基づき順次実施	
	所管課	行政経営課	関係課			

9	取組事項	公共サービスの民営化				
	取組内容	公共サービスの中には市場性が高く、民間主体でサービスを提供できるものも存在します。民間に移行しても、サービス水準が確保されるとともに、より効率的なサービスの提供が期待できる事業については、民営化の検討を行うこととし、積極的に民営化を推進します。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		民営化の可能性調査				
		民営化の実施				
	所管課	行政経営課	関係課			

10	取組事項	その他民間活力の導入				
	取組内容	公共サービスの向上や事業コストの削減を図る事のできる事業については、PFIなどの手法による民間の資金、経営能力、技術的能力の活用を積極的に推進します。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
						
						
	所管課	行政経営課		関係課		

主要事項3： 公共施設マネジメントの推進

第2次プラン までの取組	公共建築物の現状を把握する白書としての位置づけである「公共建築物保全計画」を策定し、また、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な指針である「公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。
課題と 今後の取組	市が保有する公共施設の老朽化が進行し、維持管理費用の確保が困難であると見込まれる状況下においては、公共施設マネジメントの取組はますます重要となります。「公共施設マネジメント基本方針」に掲げる延床面積20%の削減目標を達成するため、計画的な施設再編を行ってまいります。

11	取組事項	公共建築物の保有量の削減				
	取組内容	人口構造が変化していく中で、公共サービスの需要も大きく変化することが見込まれます。長期的な需要を予測しつつ、今後、公共施設において提供すべき公共サービスの質・量を見極め、更新時には適切な施設規模への見直しや施設の統廃合・複合化を進めることで保有建築物の総量を削減します。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	所管課	行政経営課		関係課		

12	取組事項	公共建築物のライフサイクルコストの縮減				
	取組内容	継続して活用していくべき公共建築物については、長寿命化、予防保全の導入等により更新・修繕費用の軽減化、平準化を図ります。また、PFI事業や民間委託など民間活力を積極的に導入し、更新費用及び維持管理費用の縮減に努めます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	所管課	行政経営課		関係課		

13	取組事項	公共建築物の効果的な利活用				
	取組内容	施設の利用状況や公共サービスの提供方法などを検討した上で施設の複合化、多機能化等を図り、効率的なサービスを提供するために建築物を最大限有効活用します。また、施設の統廃合により生じた余剰施設の民間への貸付け、売却等の効率的な運用を図り収益の確保に努めます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		公共施設再編計画策定		計画に基づき事業実施		
所管課	行政経営課	関係課				

14	取組事項	土木系インフラの維持管理手法等の見直し				
	取組内容	施設の劣化状況や利用状況などから事業の優先度を判断し、計画的な維持管理、予防保全による長寿命化を図ります。また、予防保全型による維持管理手法の導入を進めながら、施設の性質等に応じて事後保全型及び予防保全型による維持管理法を使い分けることで効率的な維持管理を行っていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		他市の事例調査・導入研究		方針決定	方針に基づき実施	
所管課	建設総務課等	関係課				

主要事項4： 新たな収入源の確保

第2次プラン までの取組	第2次行政経営プランに明確な位置付けはありませんでしたが、歳入の根幹である市税収入が伸び悩む中で、市有資産への広告掲載や自販機の設置といった資産の有効活用などにより新たな収入源の確保に努めてきました。
課題と 今後の取組	自治体のサービスは税金により賄うのが原則ですが、サービスが多岐にわたり、かつ、税収増が困難な状況下においては、施策に賛同する方から出資をお願いしたり、受益者負担の対象を見直すなど、様々な収入確保策を検証し、実施していく必要があります。

15	取組事項	新たな使用料、手数料等の徴収				
	取組内容	使用料、手数料等は、受益者の負担割合を定めて算定していますが、民間市場の動向や公共分野の変化とともに負担割合を見直す必要があります。特に、現在無料としている各種行政サービス等については、市民相互の負担の公平性を図るために受益者負担を見直すことなどにより、収入確保に努めます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		▶ 新たな使用料等徴収の可能性調査				
			▶ 新たな使用料等の徴収実施			
	所管課	財政課		関係課		

16	取組事項	クラウドファンディングの活用				
	取組内容	地方自治法の改正により、寄附金の徴収を第三者に委託できるようになったことから、インターネットを利用して不特定多数の方から特定の事業に対する資金の提供（寄附）を募るクラウドファンディングの活用が注目されています。地域活性化にむけた活動資金の調達手法として、クラウドファンディングの導入を進めるとともに、既存のふるさと納税制度の拡大などを図ります。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		▶ 新たな取組の調査・検討				
			▶ 実施			
	所管課	財政課		関係課		

17	取組事項	広告掲載事業の拡充				
	取組内容	新たな収入源を確保するとともに、市民サービスの向上や地域経済の活性化を図ることを目的に導入した広告掲載事業ですが、今後は、ネーミングライツの導入や新たな広告媒体について調査・研究し、事業を拡充するとともに、掲載料の妥当性についても検証を行います。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		▶ 新たな広告媒体の可能性調査				
			▶ 新たな広告掲載の実施			
	所管課	行政経営課		関係課		

18	取組事項	歳計・歳計外現金及び基金の活用				
	取組内容	歳計・歳計外現金及び基金の運用は、資金繰りを踏まえ短期の運用を中心に行ってまいりました。金利の低下が続く中、収益性が下がっていることから、今後は、長期債の購入などの運用方法を取り入れ、歳計・歳計外現金及び基金の活用を図ります。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
						
所管課	会計室	関係課				

主要事項5: 安定した健全財政の維持

第2次プラン までの取組	地方財政健全化法の施行により、毎年度、財政の健全性を示す4つの指標の公表が義務付けられており、第2次プラン期間内は、いずれの指標も基準の範囲に収めることができました。
課題と 今後の取組	安定した財政を維持するために、地方自治体の基盤であり財源の根幹をなす市税収入の確保は極めて重要です。また、国と歩調を合わせて公会計制度改革に取り組むことでコストやストックを正確に把握し、中長期的な視点を持って財政運営を行っていきます。

19	取組事項	市税等の収納率の維持向上				
	取組内容	<p>市税については、滞納処分、執行停止を迅速に判断することで滞納繰越を圧縮し、滞納整理に係る人員を現年分の滞納整理に充てることで、滞納を初期段階で抑止していきます。また、継続して口座振替を奨励し、個人住民税の特別徴収を推進することで市税の確実な徴収を図ります。</p> <p>市税以外の債権については、債権所管課に対して各種法令に基づいた債権管理のための指導助言、研修等を行うことで、収納率の向上に取り組んでいきます。</p>				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		滞納繰越の圧縮				
		初期滞納の抑制強化				
		口座振替・特別徴収の推進				
		各債権所管課への指導、助言等				
	所管課	収納課、債権対策課		関係課	各債権所管課	

20	取組事項	未利用財産の処分・利活用				
	取組内容	<p>「富士市公有財産活用指針」に従い、行政財産である公有地等のうち、すでに行政目的を達成したもの、十分な効果が得られず用途変更が求められるものなどについては、必要に応じて普通財産への切り替えや他用途で使用することを検討していきます。また、活用見込みのない普通財産である公有地等については、原則的に民間へ売却していきます。</p>				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		指針に基づき実施				
	所管課	財政課、管財課		関係課		

21	取組事項	公会計制度改革の推進				
	取組内容	<p>現行の公会計制度は、単式簿記・現金主義であり、予算の執行管理は適切に行うことができませんが、資産、負債といったストック情報や減価償却費、引当金などの現金以外のコスト情報を把握することは困難です。そのようなデメリットを解消するため、国の公会計制度改革の動きに合わせ、複式簿記・発生主義による会計制度の導入を進めていきます。</p>				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		導入準備		新財務書類の分析・活用		
所管課	財政課、管財課	関係課				

22	取組事項	公営企業の経営健全化の推進				
	取組内容	<p>総務省が設置した「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」の報告書によれば、公営企業は中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化に取り組むこととされています。県や総務省の支援の下、計画の策定を進め、経営環境が厳しさを増す中であっても、必要な住民サービスを安定的に継続していきます。</p>				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		<p>【水道事業】</p> <p>富士市水道事業基本計画に基づく経営健全化</p> <p>経営戦略策定(※1)</p> <p>経営戦略に基づく取組の実施</p>				
<p>【公共下水道事業】</p> <p>経営戦略策定</p> <p>経営戦略に基づく取組の実施</p>						
所管課	上下水道経営課 病院経営課	関係課		財政課、上下水道部各課 中央病院事務部各課		

※1 富士市水道事業基本計画の改定をもって、経営戦略の策定とする。

※2 富士市立中央病院改革プランを経営戦略と位置付ける。

※3 第2次富士市立中央病院中期経営改善計画の計画期間が平成30年度までであり、その間は並行して取組を進める。

重点項目2 行政サービスの向上

主要事項1： 市民の利便性の向上

第2次プラン までの取組	平成22年5月に「ワンストップ総合窓口」を設置し、市役所を訪れた市民が、それまでは行政の縦割りで複数の部課に足を運ばなければならなかったところを、一か所の窓口で複数の用件を処理することができるようにしました。
課題と 今後の取組	一般の市民は、頻繁に市役所に訪れることはないため、分かりやすい導線の確保や課の配置を行うとともに、今後、高齢化の進行により、市役所までの交通手段を持たない市民の増加も考えられるため、より身近なサービス提供の手法を取り入れていきます。

23	取組事項	市民協働事業の推進					
	取組内容	市が事業実施にあたって抱えている課題を公開し、それに対する市民団体等からの提案を受け付け、提案者に公共的な課題の解決の担い手として事業を実施していただくための制度である「市民協働事業提案制度」を展開しているところですが、継続的に市民協働事業の提案の機会の拡大を図っていきます。					
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
		事業抽出	見直し実施	事業抽出	見直し実施	事業抽出	見直し実施
		採択された事業の進捗確認（最長で3年間事業継続）					
				制度見直し	見直し事項の反映		
	所管課	市民協働課		関係課			

24	取組事項	諸証明のコンビ二交付				
	取組内容	平成28年1月から個人番号カード交付が始まることに合わせ、カードを利用することで、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書などの各種証明書をコンビ二で取得できるよう、システムを導入していきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		システム導入準備	サービス実施			
	所管課	市民課		関係課	収納課	

25	取組事項	公金の収納方法の多様化				
	取組内容	市税や上下水道使用料等、コンビニ納付の導入によりいつでもどこでも公金の支払ができるようになっていますが、現在、納付書払いである他の公金についても、導入効果を検証します。また、証明書交付手数料など、窓口で現金を収納している公金は、窓口サービスの迅速化などの利便性の向上の観点からクレジットカードや電子マネーの利用可能性等について調査を行っていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		導入効果の検証		検証結果に基づき順次導入		
所管課	行政経営課、財政課	関係課	情報政策課			

26	取組事項	業務改善運動の推進				
	取組内容	業務の効率化や市民サービス向上のため、業務改善運動を実施していますが、若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、新たな感性を取り入れるなど、更なる取組の推進に努めていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		業務改善運動の推進				
所管課	行政経営課	関係課				

27	取組事項	庁舎レイアウトの最適化				
	取組内容	市民の視点に立った効率的でわかりやすい導線が確保されるよう、庁内各部・各課の意見を反映させながら課を配置し、庁舎レイアウトの最適化を図ります。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		組織改正に応じたレイアウトの見直し				
所管課	行政経営課	関係課				

重点項目2 行政サービスの向上

主要事項2: ICTの有効活用によるサービス向上

第2次プラン までの取組	ICTの活用により、証明書の自動交付機の設置や公共施設の利用予約に係る電子申請の受付などのサービスを提供してきました。また、ワンストップ総合窓口もICTの活用があってこそ実現することができたサービスです。
課題と 今後の取組	ICTの向上は日進月歩であり、常にそれを活用した新たなサービスの可能性が考えられます。まずは、個人番号カードの多目的利用や市の所有する情報資産の公開などに取り組んでいきます。

28	取組事項	個人番号カードを活用したサービスの拡充				
	取組内容	個人番号カードの普及を促進しつつ、①ICチップに標準搭載されるアプリ（電子証明書）の活用と、②ICチップの空き領域を使った独自アプリの活用について研究を進め、行政にとってはカードの発行と管理に係るコストの縮減を、市民にとってはカードの保有枚数を少なくすることによる利便性の向上を図ります。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		調査・研究			実施	
所管課	情報政策課	関係課				

29	取組事項	オープンデータ、ビッグデータの提供、活用				
	取組内容	公共データをオープンにし、二次利用を促進することにより、透明性・信頼性の向上、経済活性化などを目指す取組は、全国的に広がりを見せています。本市でも、多方面での情報の活用を推進し、地域の活性化に寄与するため、ウェブサイトで公開する公共データのオープン化について研究を進めていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		調査・研究			実施	
所管課	情報政策課	関係課				

重点項目2 行政サービスの向上

主要事項3： 大都市制度、広域連携による都市機能の強化

第2次プラン までの取組	多様化、複雑化する住民ニーズに応えるとともに、圏域一帯の発展を促すため、周辺自治体との連携の取組として、隣接する富士宮市や富士山麓市町で「富士山ネットワーク会議」を立ち上げ、「富士のふもとの大博覧会」など9つの事業を実施してきました。
課題と 今後の取組	国は、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとするため、圏域の中心都市が近隣の市町村と連携していく「連携中枢都市圏構想」を示しています。今後、人口減少、高齢化により財政負担が増加する中にあっても、市民サービスを維持向上させるため、広域連携など、行財政基盤を強固にする取組が必要です。

30	取組事項	中核市制度への対応				
	取組内容	地方自治法が改正され、特例市制度の廃止とともに、中核市の指定要件が緩和され、人口20万人以上であれば中核市への移行が可能となりました。地方分権が進む中、地方公共団体には、自らの責任と判断で社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、新たな社会的課題に取り組むことが求められており、その手段の1つとして、中核市制度の活用について調査を進めていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		移行影響調査		方針決定	方針に基づき実施	
所管課	行政経営課	関係課				

31	取組事項	周辺自治体との連携強化				
	取組内容	通勤・通学や経済活動・市民活動など、生活圏の拡大に伴い、交通対策やまちづくり等、様々な面で、現在の市域を越えた広域的な取り組みが必要となっています。行政サービスを安定的・継続的に提供していくための1つの方策として、富士山ネットワーク会議の枠組みをはじめ、周辺自治体との広域的な連携について、可能性を探っていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		富士山ネットワーク会議の開催・新しい広域連携の研究				
所管課	企画課	関係課				

重点項目3

組織の活性化・適正化

主要事項1： 人事・給与制度の適正化

第2次プラン までの取組	平成26年に改定した「人材育成基本方針」に従い、人事評価において新たに評価項目の開示や「育成面談」の実施などを取り入れ、適正な評価の実施を図ったほか、時間外勤務の縮減や休暇の計画的な取得等について定期的に通知し、職場環境の整備に努めました。
課題と 今後の取組	困難な業務を遂行するために職員のモチベーションを向上させる取組は重要であり、能力、実績に基づく適正な人事評価や働きやすい環境づくりに継続して取り組んでいきます。また、給与制度についても国の動向に合わせ、職務給の原則や均衡の原則に基づきながら見直しを進めていきます。

32	取組事項	ワークライフバランスの推進				
	取組内容	職員が充実感を感じながら働けるよう、活力ある職場づくりを進めるためには、仕事と生活の調和をとり、健康で豊かな生活を確保できるような環境の整備が必要です。そのために、長時間労働の是正や勤務時間の見直しなどに取り組んでいきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		勤務時間の見直しに係る検証			検討結果に基づく実施	
		特定事業主行動計画に基づく取組の実施				
	所管課	人事課		関係課		

33	取組事項	適正な人事評価制度の構築				
	取組内容	地方公務員法の改正に伴い、能力・実績に基づく評価を基本とした人事評価制度を導入し、評価者及び被評価者に対する定期的な研修を実施することで公平・公正な人事評価に努めながら、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎としていきます。また、人材育成の観点から継続的に育成面談を実施していくとともに、職責に対する最低限のレベル確保のため、昇任資格試験の導入についても検討していきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		新評価制度導入		定期的な人事評価の研修実施・制度内容見直し		
		昇任資格試験導入に係る研究・検討			検討結果に基づく実施	
	所管課	人事課		関係課		

34	取組事項	複線型人事制度の導入				
	取組内容	高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、より専門性を必要とする業務においては、職員の適性を把握した上で、その専門知識を最大限に活用できる人事配置を可能とする複線型人事制度の導入に向けて調査研究していきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		制度導入に向けた調査研究		方針の決定	方針決定に基づく実施	
所管課	人事課	関係課				

35	取組事項	給与制度等の適正化				
	取組内容	55歳を超える職員の給与について、国家公務員の制度との間に較差が生じていることから、見直しを行います。また、人件費等の適正な管理、公平性の確保を図るため、近隣地域へ出張した場合の日当支給の見直しなどに取り組んでいきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		関係機関等との調整		制度施行・進行管理		
所管課	人事課	関係課				

36	取組事項	女性職員の活躍推進				
	取組内容	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の成立に伴い、特定事業主行動計画の策定が義務付けられました。女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間、女性管理職比率といった女性の活躍に関する状況の把握等を行った上で定量的目標や取組内容を定め、取組について公表を行っていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		特定事業主行動計画に基づく取組の実施				計画の見直し
所管課	人事課	関係課				

37	取組事項	臨時職員の位置付け、あり方の見直し				
	取組内容	行政運営の効率化のための手段の一つとして、正規職員を臨時職員に配置換えしてきましたが、行き過ぎた臨時職員化は、市民サービスの低下を招く恐れがあることから、臨時職員の業務内容や事務量を精査した上で、その位置づけ、あり方を明確にしていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		業務内容、事務量の精査		体制の見直し実施		
所管課	行政経営課	関係課				

主要事項2： 民間の人材活用策の検討

第2次プラン までの取組	市が政策形成にあたり、市民の意見を可能な限り取り入れることができるようにするため、市が設置する審議会等の公募委員の比率の見直しや審議会等の開催状況を公表することで、市民参画の場の充実を図りました。
課題と 今後の取組	市の業務が多様化、複雑化するにつれ、職員に法律や情報技術などの専門的な知見が求められる状況も散見されることから、民間の専門的知見を有する者を必要に応じて任期付きで採用するなど新たな取組を進めていきます。また、政策形成に一般市民の感覚を取り入れ、納得性の高いものとしていくために、引き続き市政への市民参加の拡大を図ります。

38	取組事項	専門的な知識、経験を有する者の活用				
	取組内容	行政の高度化、多様化などが進展する中で、これらの変化に的確に対応していくには、行政を担う公務員について、職員の育成だけでは得られない有為な部外の人材を活用していくことが求められます。そのため、任期付職員の採用制度を活用することなどにより、高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する民間人材の活用を図ります。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		調査研究				
		実施				
	所管課	行政経営課	関係課	人事課		

39	取組事項	市民参加機会の拡大				
	取組内容	市民の意見を最大限に施策へ反映するため、審議会等の公募委員の比率を適正化していくとともに、公募委員の無作為抽出制度について導入を図っていくほか、市民が審議会等に参加しやすくなるよう、開催日時、時間帯などの見直しを行っていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		調査・検討	制度設計	導入・運用		
	所管課	行政経営課	関係課			

40	取組事項	審議会等のあり方の整理				
	取組内容	審議会、審査会などの附属機関は、本来条例で設置されるべきものですが、行政への市民参画を図り、臨時的かつ機動的に市民の意見を聴取するため、条例によらない市民懇話会などを開催することも多くなっています。しかしながら、これら市民懇話会などと附属機関の区別があいまいな部分もあるため、審議会等のあり方を整理していきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		調査・検討	制度設計	導入・運用		
	所管課	行政経営課	関係課	総務課		

重点項目3

組織の活性化・適正化

主要事項3： 業務の信頼性、継続性の確保

第2次プラン までの取組	高度情報化社会においては、市が保有する情報が漏えいや改ざん、コンピュータウイルスなどの脅威にさらされています。こうしたことから、情報資産を適正に管理、運用するため、「富士市情報セキュリティポリシー」を策定するなど、個別分野で内部統制に係る取組を進めてきました。
課題と 今後の取組	不適正な経理処理、職員の違法行為など、相次ぐ不祥事により行政に対する市民の信頼が損なわれてきています。市長の意向や政策目的が職員の業務執行に的確に反映されるような体制を整備するとともに、これまで以上にコンプライアンスの強化に努める必要があります。

41	取組事項	トップマネジメントの推進				
取組内容	情報が氾らんし、変革が早い現代社会において、市の将来像を見据えて政策決定を行っていくための情報の取捨選択は、非常に困難なものとなっています。そのため、部長会議や行政改革推進本部会議の活用など、市長の意思決定に係るサポート機能を強化していきます。また、市長が市政の重要な政策判断に専念できるよう、責任と権限の見直しを行い、可能なものについては部課長への権限の移譲を行います。					
年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
所管課	行政経営課		関係課			

42	取組事項	政策の実現に必要な組織の見直し				
取組内容	高度化・多様化する業務や直面する重要課題に的確に対応するため、組織の整備に柔軟的に取り組むとともに、複数部署にわたる行政課題に迅速に対応できるよう、組織の枠組を超えた横断的な連携体制の構築に努めます。					
年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
所管課	行政経営課		関係課			

43	取組事項	業務継続計画の策定				
	取組内容	大規模災害の発生時など、市は災害対応の主体としての役割を担います。災害時にヒト、モノ、情報等が制約を受けた場合であっても、一定の業務を的確に行うことができるよう、行政運営の安定性と持続性の観点から、市役所の業務継続計画の策定に取り組んでいきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
所管課	行政経営課、情報政策課	関係課	防災危機管理課、管財課			

44	取組事項	コンプライアンス推進体制の整備				
	取組内容	様々な施策や事業を推進していくためには、市の組織が市民の信頼に足る公正なものでなければならないことは言うまでもありません。職員のコンプライアンス（法令・規範の遵守）の徹底や、市民から信頼される市役所であり続けるため、組織的に不正を防止するための取組を進めていきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
所管課	行政経営課	関係課	人事課			

45	取組事項	情報セキュリティの強化				
	取組内容	市は、市民の個人情報など、多くの重要な情報を取り扱っています。それらの情報資産を様々な脅威から守ることは、市民の権利利益を守り、また、行政の安定的、継続的な運営を行うため、市に課せられた責務です。このため、「富士市情報セキュリティポリシー」を適切に見直し、総合的、体系的、積極的に情報セキュリティ対策を実施していきます。				
	年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
所管課	情報政策課	関係課				

主要事項4： 外郭団体の見直し

第2次プラン までの取組	特に公共施設の管理運営を主な業務とする（公財）富士市振興公社及び（公財）富士市文化振興財団にあつては、経営改善推進計画を作成させ、自立的な経営を促すとともに、逐次、指導を行ってきました。
課題と 今後の取組	引き続き経営指導を行っていくとともに、多様化、高度化する市民ニーズや社会経済環境の変化等を踏まえ、経営的視点により、外郭団体の経営の健全性、事業の有効性等について継続的に検証を行い、その必要性やあり方について見直しを行っていきます。

46	取組事項	外郭団体のあり方の整理				
取組内容	外郭団体設立時に職員を雇用したことによる年代構成の偏りなどの組織人事面に係る課題や収入を市からの委託料（指定管理料）に高度に依存しているなどの財政面に係る課題などに対応するため、継続して指導を行います。また、過去に策定した「外郭団体の経営に関する指針」について、現在の情勢に合わせて見直ししていきます。					
年度計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
						
						
所管課	行政経営課		関係課			

資料編

これまでの取組項目一覧

年度及び取組	取組の内容等
昭和60年度～ 富士市行政改革大綱	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の見直し 2 補助金、使用料等の見直し 3 組織・機構の簡素合理化 4 給与の適正化 5 定員管理の適正化 6 民間委託、OA化等事務改革の推進 7 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化
平成8～12年度 富士市行政改革大綱	<ol style="list-style-type: none"> 1 簡素で効率的な行政システムの確立 <ul style="list-style-type: none"> ├ 事務事業の合理化・効率化 ├ 民間活力を活かした事務事業の推進 ├ 組織・機構の見直し ├ 職員定数の適正化 ├ 行政の情報化の推進 ├ 行財政運営の効率化 2 時代の要請や市民ニーズに的確に応える行政の推進 <ul style="list-style-type: none"> ├ 窓口サービスの強化・充実 ├ 地域情報システムの整備 ├ 公共施設の弾力的運営 ├ 地方分権への対応 ├ 市民と行政の連携強化 ├ 公正でわかりやすい行政の推進 ├ 危機管理への的確な対応 ├ 公社等の組織の強化・充実 ├ 行政と市民の役割分担
平成13～17年度 富士市行政改革大綱 (改定版)	<ol style="list-style-type: none"> 1 簡素で効率的な行政システムの確立 <ul style="list-style-type: none"> ├ 事務事業の見直し ├ 民間活力を活かした事務事業の推進 ├ 組織・機構の見直し ├ 職員定数の適正化 ├ 給与の適正化 ├ 職員の能力開発と人材確保 ├ 行政事務の電子化等の推進 ├ 財政の健全化 2 時代の要請や市民ニーズに的確に応える行政の推進 <ul style="list-style-type: none"> ├ 窓口サービスの向上 ├ 公共施設の弾力的運営 ├ 地方分権への対応 ├ 市民参画型行政の推進 ├ 公正でわかりやすい行政の推進 ├ 危機管理への的確な対応 ├ 外郭団体の効率的運営

年度及び取組	取組の内容等
平成17～21年度 富士市行政経営プラン	<p>1 時代の要請に応え、社会環境に柔軟に対応し、常に自らを変革する行政経営</p> <ul style="list-style-type: none"> └ トップマネジメントの強化 └ 組織内分権（権限移譲）の推進 └ 高い状況適合力を持った組織の構築 └ 簡素で効率的な組織づくりと定員管理の適正化 └ 職員の人材育成と給与の適正化 └ 財政の自主性・健全性の確保 <p>2 市民志向をベースに戦略的に行動し、新たな価値を創造する行政経営</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 市民の視点に立った顧客志向の追求 └ 新公共空間の形成と官民協働（PPP）の推進 └ 市場競争原理の導入 └ 情報マネジメントの積極的な展開 <p>3 明確な使命と目標を持って成果を追求し、社会的責任を果たす行政経営</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 市役所の使命と目標の明確化 └ 行政評価を通じた成果志向の追求 └ 公正性と透明性の向上
平成22～27年度 第2次 富士市行政経営プラン	<p>1 時代の要請に応え、社会環境に柔軟に対応し、常に自らを変革する行政経営</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 経営資源の配分調整の強化 <ul style="list-style-type: none"> └ 行政経営会議の強化 └ 組織内分権の推進 └ 地方分権時代に的確に対応できる組織・職員体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> └ 明確な組織目標を持つ組織体制の確立 └ 市政の推進に最も適した職員定数の整備 └ 公務員制度改革に基づく人事政策の着実な推進 └ 将来世代に過度の負担を残さない財政運営の実現 <ul style="list-style-type: none"> └ 安定した健全財政の持続 └ 公会計改革を通じた経営の強化 └ 公共施設マネジメントの推進 <p>2 市民志向をベースに戦略的に行動し、新たな価値を創造する行政経営</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 市民志向に立った行政サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> └ 質の高い窓口サービスの提供 └ 市民の視点に立った利便性の向上 └ 市民や地域力を活かす地域経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> └ 市民との協働による活力ある地域づくりの推進 └ 民間活力による公共サービスのあり方の検討 └ 周辺地域とのネットワーク体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> └ 周辺地域との連携強化 └ 地域情報化の推進 <p>3 明確な使命と目標を持って成果を追求し、社会的責任を果たす行政経営</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 行政評価と連動したマネジメントシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> └ 総合計画と行政評価との連動による組織目標の明確化 └ 行政評価を活用したマネジメント改革 └ 市民から信頼される行政の実現 <ul style="list-style-type: none"> └ 内部統制による組織マネジメントの構築 └ 行政に積極的に参加できる仕組みづくり └ 監査機能の強化

第2次プランの取組結果及び第3次プランへの引継状況

基本方針1 時代の要請に応え、社会環境に柔軟に対応し、常に自らを変革する行政経営

推進重点項目	主要事項	主な取組内容	取組結果	3次プランへの引継及び考え方	
1	経営資源の配分調整の強化	(1) 行政経営会議の強化	① トップマネジメントによる優先事業の戦略化・重点化	×	41 トップマネジメントの推進 行政経営会議という会議体にとどまらず、トップの政策判断をフォローし、全庁的に意思統一を図る手法等について引き続き検討する。
			② 経営アドバイザーからの意見に対するフォロー体制の強化	×	
		(2) 組織内分権の推進	① 部内調整課の権限の強化	△	
			② 部長による部内職員定数の調整権の強化	△	
2	(1) 明確な組織目標を持つ組織体制の確立	① 成果重視の目的志向型組織の構築	○	42 政策の実現に必要な組織の見直し	
		② 組織と総合計画の政策体系の一致	○	達成済みのため引継なし	
	(2) 市政の推進に最も適した職員定数の整備	① 適正な職員体制の分析	△	1 定員適正化計画に基づく定員管理	
		② 臨時職員の位置づけ・あり方についての検討	×	37 臨時職員の位置付け、あり方の見直し	
	(3) 公務員制度改革に基づく人事政策の着実な推進	① 能力・実績主義の人事管理の推進	○	33 適正な人事評価制度の構築	
			② 定年延長の制度化の検討	○	定年延長制度については国の動向を見ながら検討することとし、計画には引継がない。
			③ 仕事と生活が調和した環境整備	○	32 ワークライフバランスの推進
	(1) 安定した健全財政の持続	① 財政健全化指標の目標管理	○	上位目標に掲げるものとし、取組には位置付けない。	
			② 義務的経費等の削減による経常収支比率の目標管理		×
			③ 補助金等の見直しによる整理合理化		○
(2) 公会計改革を通じた経営の強化		① 財務諸表を活用したストック面からの財政分析の推進	○	21 公会計制度改革の推進	
		② 財産管理台帳の整備	○		
		③ 基準モデルを含めた今後の財務諸表のあり方についての検討	×		
(3) 公共施設マネジメントの推進	① インフラ資産・公共施設等の長寿命化及び総合的な資産管理	○	11 公共建築物の保有量の削減 12 公共建築物のライフサイクルコストの縮減 13 公共建築物の効果的な利活用 14 土木系インフラの維持管理手法等の見直し		
		② ファシリティマネジメントなどの手法を活用した計画的な対応		○	

基本方針2 市民志向をベースに戦略的に行動し、新たな価値を創造する行政経営

推進重点項目	主要事項	主な取組内容	取組結果	3次プランへの引継及び考え方
1	(1) 質の高い窓口サービスの提供	① アンケート調査実施によるサービス水準の把握	△	24 諸証明のコンビニ交付 25 公金の収納方法の多様化 26 業務改善運動の推進 27 庁舎レイアウトの最適化 より具体的な取組を掲げ、進めていく。
		② 受付対応マニュアルの整備と職員研修の充実	△	
		③ 要望、クレーム等の本質的問題の解明	△	
	(2) 市民の視点に立った利便性の向上	① 窓口業務のワンストップ化による行政サービスの強化・充実	○	達成済みのため引継なし
② 地区まちづくりセンターでの新たなサービスの検討			×	24 諸証明のコンビニ交付

推進重点項目	主要事項	主な取組内容	取組結果	3次プランへの引継及び考え方
2 市民や地域力を活かす地域経営の推進	(1) 市民との協働による活力ある地域づくりの推進	① 地域住民主導によるまちづくりの理念形成	○	各地区へのまちづくり協議会の設置等、一定の成果が得られており、今後は独自に取組を推進する。
		② 地域ブランドの創出・育成	○	ブランド品の認定等、一定の成果が得られており、今後は都市活力再生戦略において推進を図る。
		③ 行政改革による経費削減額の市民への還元策の検討	×	昨今の財政事情の中では、還元策の検討は難しいため、引継がない。
		④ 市民活動への積極的な支援	○	23 市民協働事業の推進 市民協働事業に注力して推進する。
		⑤ 団塊世代などのシニア層のマンパワーによる地域社会活動への貢献の促進	○	
	(2) 民間活力による公共サービスのあり方の検討	① 新規公共施設への民間活力導入の検討	○	7 業務委託の拡大 8 指定管理者制度の導入拡大 9 公共サービスの民営化 10 その他民間活力の導入
		② 既存の直営施設への民間活力導入の再検討	○	
		③ モニタリングの強化	○	達成済みのため引継なし
		④ 外郭団体への経営指導	○	46 外郭団体のあり方の整理
	3 周辺地域とのネットワーク体制の強化	(1) 周辺地域との連携強化	① 新たな広域連携のあり方の検討	○
(2) 地域情報化の推進		① 電算処理システムの広域共同利用	○	4 他自治体との事務の共同処理

基本方針3 明確な使命と目標を持って成果を追求し、社会的責任を果たす行政経営

推進重点項目	主要事項	主な取組内容	取組結果	3次プランへの引継及び考え方
1 行政評価と連動したマネジメントシステムの構築	(1) 総合計画と行政評価との連動による組織目標の明確化	① 第五次総合計画での数値目標（指標）の設定	○	達成済みのため引継なし
		② 施策評価を活用した総合計画の数値目標の進行管理	○	
		③ 総合計画と行政評価システムの政策体系の一致	○	
	(2) 行政評価を活用したマネジメント改革	① 行政評価と連動した予算編成	△	5 行政評価を活用した事務事業の見直し 予算決算との連動に限らず、行政評価を事業の見直しに活用できる手段を検討する。
		② 事務事業評価を活用した決算分析の検討	×	
		③ 行政評価を活用した決算報告（「主要な施策の成果報告」への反映）	○	
2 市民から信頼される行政の実現	(1) 内部統制による組織マネジメントの構築	① 内部統制に関する規程等の整備	×	43 業務継続計画の策定 44 コンプライアンス推進体制の整備 45 情報セキュリティの強化 個別事項について取組を進める。
		② 業務リスクマネジメントの取り組み	×	
	(2) 行政に積極的に参加できる仕組みづくり	① 市民参加の場の充実	○	39 市民参加機会の拡大
		② パブリック・コメントのより有効な活用方策の検討	○	達成済みのため引継なし
	(3) 監査機能の強化	① 行政評価を活用した行政監査の実施	○	達成済みのため引継なし
		② リスクアプローチの視点を加えた監査基準の作成	○	

全47の主な取組内容のうち、「○」は全体の63.8%、「△」は14.9%、「×」は21.3%でした。
取組結果欄の「○」は順調な実績・結果であったもの、「△」は結果的に期待した成果に届かなかったもの、「×」は成果が挙げられなかったものを示します。

◎用語解説（五十音順）

◆あ行

ICT (Information and Communication Technology)	情報・通信に関連する技術一般の総称。従来、頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられ、「IT」にかわる表現として定着しつつある。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、上下水道や道路、電力、通信網などの施設のこと。富士市公共施設マネジメント基本方針の中では、上水道、下水道の公営企業が保有する公共施設を除く、道路、橋りょう、河川、公園を総称して土木系インフラとしている。

◆か行

外郭団体	国または地方公共団体の組織の外にありながら、そこから出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体のこと。事業・活動の内容や人事などの面で所管官公庁と密接な関連をもつが、設立の経緯、目的、組織形態、所管官庁の出資割合や出向職員数について、そのあり方は多種多様である。
官民協働（PPP） 公民連携	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFIや指定管理者制度も、PPPの代表的な手法である。
義務的経費	普通会計や一般会計の歳出の中で、自治体が義務的に支出しなければならない性質の経費。具体的には人件費、公債費、扶助費の3つを指し、義務的経費の支出割合が高いと柔軟な財政運営が難しくなる。
行政評価	NPM理論を具体化するツールとして、行政活動を目的と手段の関係に着目して政策・施策・事務事業に区分し、それぞれにおいて業績を評価するもの。行政評価制度の導入により、行政活動の効率性や有効性を高め、市民本位で成果重視の行政経営を実現する。
業務継続計画 （BCP:Business Continuity Plan）	競争的優位性と価値体系の完全性を維持しながら、組織が内外の脅威にさらされる事態を識別し、効果的防止策と組織の回復策を提供するためハードウェア資産とソフトウェア資産を総合する計画
クラウドファンディング	起業を目指す人々や社会活動の担い手による活動資金の獲得を目的とした資金を確保する新たな手法。近年、産業振興を中心とした地域活性化のための活動資金の調達手法として、地方自治体でも取り入れられている。
経常収支比率	地方税などの一般財源を、毎年経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを表す財政指標。比率が高いほど、投資的経費の財源に余裕がないことを表し、財政運営が厳しいとされる。
健全化判断比率	自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標。4指標とも数値が大きいほど財政状況は悪いとされる。
コーホート要因法	ある基準年次の男女年齢別人口を出発点として、これに仮定された生存率と出生率を適用して将来人口を計算する方法
公共施設マネジメント	経営的な視点で設備投資や公共施設の管理運営を行うことにより、公共施設の経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする手法。富士市では平成26年度に「富士市公共施設マネジメント基本方針」を策定した。
公債費	義務的経費の一つで、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一次借入金利子の合算額。元金償還額が新規借入額を上回れば、市債残高は減少する。
公募委員の無作為抽出制度	無作為に抽出した市民を対象に、附属機関等の市民委員となっただけの方を公募し、応募された方を登録し、登録した人の中から市民委員を選任する制度。

個人番号カード	個人番号制度の開始に伴い、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。
コンプライアンス	特に、企業活動において社会模範に反することなく、公正・公平に業務遂行することをいう。

◆さ行

事後保全型	劣化損傷が発生した場合に、施設の損傷が一定程度進行した段階で補修、更新を行い施設の機能維持を図る手法。
実質赤字比率	一般会計などを対象とした実質赤字の、地方税・普通交付税などの使途が特定されていない歳入の合計額（「標準財政規模」という。）に対する比率で、財政運営の深刻度を表す。
実質公債費比率	一般会計が負担する公債費に、上・下水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰出金及び負担金などを加えた経費の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険性を表す。平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された。
指定管理者制度	地方自治法の改正により、平成15年9月に創設された制度で、公の施設の管理運営をNPOを含む民間事業者代行させることができる。法律の改正前までは、公の施設の管理運営の委託先は、外郭団体などの公共的団体等に限定されていた。
市民協働事業提案制度	市が事業実施にあたって抱えている課題を公開し、それに対する提案を受け付け、提案者に公共的な課題の解決の担い手として事業を実施していただくための制度。平成25年7月に施行された富士市市民協働推進条例は、「市、市民、市民活動団体及び事業者がそれぞれの特性を生かし、最もふさわしい主体が事業を実施することにより、望ましい成果を得ること」を基本理念に掲げており、第10条の「市が市民協働事業の提案の機会を提供すること」を実施するための制度。
事務事業評価	事務事業（共通の目的を持つ複数の業務活動をくくった、成果の表れる最小単位）における評価。PDCAサイクル（計画(Plan) を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画(Plan)に活かす経営管理システム）を導入し、目標数値を設定して達成度を計測し、効率性や有効性を追求して業務改善を図るもの。富士市では平成15年度に試行導入し、平成16年度から実施している。
消滅可能性都市	平成26年5月に日本創成会議が打ち出した考え方で、20～39歳の女性の数が、平成22年から52年にかけて5割以下に減る自治体をいう。全国の市区町村の半分にあたる896自治体を指定して、早急な人口対策を促した。
将来負担比率	一般会計などの地方債残高、上・下水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰出見込額、第3セクターの負債額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表す。
新公共空間	「公共領域＝行政分野」という伝統的な考え方を改め、「公共領域＝行政・市民・企業の協働分野」という新しい概念。地方自治体の行政運営の基本に位置づけられる考え方。
早期健全化基準	地方公共団体の財政の健全性に関する基準の一つ。財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が求められる。

◆た行	
大都市制度	地方自治法に規定される大都市等に関する特例に基づき、人口規模が一定以上の政令で指定された市に対しては、事務の移譲や財政上の特例が認められている。富士市は、この制度上平成11年から「特例市」の位置づけであったが、特例市は平成27年に廃止された。
多機能化	1つの施設に複数の機能をもたせることで同一の主体により複数の公共サービスを提供すること。
地域コミュニティ	一定の地域に住む人々がより良い生活環境づくりを目指して相互理解と協力によって連帯する地域社会。
地方分権一括法	平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会の勧告を受けて制定された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を指す。第1次一括法が平成23年5月に公布されて以降、これまで第5次一括法まで公布されている。これにより、「施設・公物設置管理の基準」、「計画等の策定及びその手続」など、法令で定められていた事項について、地方公共団体が自主的に条例を制定できる範囲を拡大する「義務付け・枠付けの見直し」や国から地方への事務・権限の移譲がなされるなど、個別法令レベルに踏み込んだ制度改正が、数多く実現された。
長寿命化	(公共施設の)定期的な施設点検を行い、建物の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費用を抑え、建物の物理的耐用年数を延ばす手法。
トップマネジメント	経営トップが組織目的を達成するために、そのリーダーシップの発揮を前提として、経営理念や経営目標などを設定し、組織及び構成員に直接的に働きかけていく機能。

◆な行	
NPM (New Public Management)	民間企業における経営理念、手法、成功事例などを可能な限り行政の現場に適用することで、行政の効率化・活性化を図ろうとする考え方。「顧客志向への転換」、「成果志向への転換」、「市場競争原理の活用」、「経営、管理、組織をなるべく簡素化、分権化する」などの特徴がある。
日本創成会議	東日本大震災からの復興を新しい国づくりの契機にしたいとして、平成23年5月に発足した有識者らによる政策発信組織。「10年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを策定する」ことを目的に、エネルギー問題や人口問題等について政策提言を行っている。
ネーミングライツ	スポーツ施設や文化施設等にスポンサー企業名やブランド名を命名することができる権利(命名権)。

◆は行	
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設の設計、建設、管理運営などに民間のノウハウ、資金を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効率的、効果的な公共サービスを提供することをいう。
複合化	公共サービスの提供主体は別個であり、執務スペースは基本的には施設単位で分けるが、1つの建物に複数の施設を集めること。
複線型人事制度	ライン型の総合職のローテーションだけではなく、ラインを支援するスタッフ型の専門職や、福祉・教育などの専門的知識を必要とする専門職を総合職と並ぶ職種として制度上位置づけた上で、職員の適正や能力に応じて専門職として活用する人事管理をいう。
富士山ネットワーク会議	世界遺産富士山をまちづくりのシンボルに掲げている静岡県側の4市1町(富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町)で構成され、環境や観光、防災などのさまざまな分野で広域連携を図り、共通認識のもと課題解決に取り組んでいる会議。

富士市行政改革推進本部 会議	市長を本部長として、部長職以上の幹部職員を委員とする富士市の行政経営・行政改革に関する最高決定機関。
富士市都市活力再生ビ ジョン	第五次富士市総合計画のめざす都市像「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」の実現に向けて、産業の活性化や都市の魅力向上などにより、若い世代が長く暮らし働ける都市となるための方法や手順を示すために策定した計画（平成25年3月に策定）
富士市まちづくり活動推 進計画	本市の地区まちづくり活動の現状と課題を改めて整理した上で、地区住民が、地区が抱える課題を自らの課題として捉え、主体的、積極的にまちづくり活動に取り組むことのできる環境づくりを進めていくための具体的な方策について示すために平成24年4月に策定した行政計画。
富士市まち・ひと・しご と創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法第10条に規定されている市町村のまち・ひと・しごと創生に関する目標、講ずべき施策に関する基本的方向などを示すために平成27年10月に策定。平成72（2060）年度までの人口動向、将来展望、理想とする姿を描いた「長期ビジョン」と平成27年度から平成31年度まで5か年の具体的な施策を盛り込んだ「総合戦略」の2部構成。
扶助費	義務的経費の一つで、生活保護費や児童扶養手当のように支給対象者の生活の維持向上のために支給される助成的性質を持つ経費。
附属機関	市役所などの執行機関がその内部部局のほか必要と認めて設置する機関や調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の総称。法律または条例に基づき設置される。
部長会議	市政の効率的で円滑な運営を図るために、市の基本方針や重要な政策の審議と総合調整を行う庁内会議。市の最高決定機関である部長会議のほか、部課長会議と部内会議が「富士市庁議規程」に規定されている。
普通会計	地方公共団体の会計で、一般会計と公営事業会計を除く特別会計を合算したものの。総務省が所管する「地方財政状況調査」において統計上の比較を可能にするために作られる会計。

◆や行

予防保全	定期的な点検により施設の損傷状態などの推移を基に予測を行い、補修、更新を行うことにより施設の安全性の向上及び長寿命化を図る手法。
------	--

◆ら行

ライフサイクルコスト	建物を企画・設計・建設し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物に要する費用の総額のこと。
連結実質赤字比率	地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての運営の深刻度を表す。

◆わ行

ワークライフバランス	仕事と生活の調和。働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地位活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
ワンストップ総合窓口	市民の利便性の向上を目指すために、市民の転入や転出などの各種ライフイベントに対応する業務をワンフロアに集約した窓口。

第3次富士市行政経営プラン

発行 平成28年3月

編集 富士市 総務部 行政経営課

〒417-8601 静岡県富士市永田町 1-100

Tel : 0545-55-2719

Fax : 0545-53-6669

E-mail : so-gyousei@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市行政資料登録番号 27-67